

議案第50号

関市職員の再任用に関する条例の一部改正について

関市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年6月8日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例を定めようとする。

関市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

関市職員の再任用に関する条例（平成12年関市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。